

「御堂筋イルミネーション2019業務」

企画提案募集要項

令和元年5月

大阪・光の饗宴実行委員会

「御堂筋イルミネーション2019業務」企画提案募集要項

目次

目次	1
1 はじめに	2
2 御堂筋イルミネーション2019事業概要	2
3 業務概要	3
(1) 業務名称	3
(2) 履行場所	3
(3) 業務内容	3
(4) 契約期間	5
(5) 発注者	5
(6) 提案上限額	5
4 提案を求める内容	5
5 応募資格及び実績	6
6 業務実施上の条件	8
7 スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ）	8
8 手続き等	8
(1) 担当事務局	8
(2) 関係資料の配布	9
(3) 説明会の開催	9
(4) 質問回答	9
(5) 企画提案書の提出締切	10
(6) 重複提案の禁止	12
9 最優秀提案者の決定	12
(1) 最優秀提案者の決定方法	12
(2) 審査方法	12
(3) 審査結果の通知	13
(4) 結果公表	13
(5) 提案内容の変更	13
(6) 設計変更	13
10 審査基準	13
11 失格	15
12 応募者がいない場合の取扱い	15
13 契約交渉者	15
14 契約の締結	15
15 その他	16

「御堂筋イルミネーション2019業務」 企画提案募集要項

1. はじめに

本要項は、「御堂筋イルミネーション2019業務」にかかる企画提案の募集や最優秀提案者の選定等に関して定めるものです。

本業務の受注者の選定については、大阪・光の饗宴2019のコアプログラムとして高い創造性・芸術性・実現性を重視する業務であることから、公募型プロポーザルデザインビルド方式により実施します。

【公募型プロポーザルデザインビルド方式による手続きについて】

デザイン・監修、設計、設置・撤去について、一括して発注する「公募型プロポーザルデザインビルド方式」により受注者を決定します。各事業者はデザインコンセプトに基づき、テーマ・ストーリーを設定し、設定したテーマ・ストーリーを表現するイルミネーションデザインを提案してください。

受注者については、大阪・光の饗宴実行委員会（以下「実行委員会」という。）内に設置する有識者による審査会の結果を踏まえて決定します。

設置撤去工事については、本業務受注者が詳細設計後に、工事費の再積算を行い、実行委員会と協議のうえ、別途、契約締結を行います。

2. 御堂筋イルミネーション2019事業概要

御堂筋イルミネーションは2009年に本格実施し、2019年で11年目を迎えることとなります。

2014年度には淀屋橋から難波西口までの約3kmの区間をイルミネーションで装飾し「最も多く街路樹にイルミネーションを施した通り」として世界記録に認定（2015年1月9日）されました。その後も梅田から難波までに規模を拡大し、大阪の冬の風物詩として定着したところです。

また昨年度は、これまでにない新たな取り組みにより過去最高の来場者数となりました。

2019年度は、昨年度好評を得た新たな取り組み（※）のさらなる充実に加え、新たな企画の推進により、よりインパクトある光空間を創造し国内外からの誘客促進をめざします。また、大阪におけるインバウンド来阪観光客数の増加を踏まえ、国内はもとより海外向けにも広く効果的なプロモーションを強化した誘客促進を図ります。

※昨年度好評を得た新たな取り組み

- ・調光を利用した“流れる光”の演出
- ・全区間で実施した枝全体へのイルミネーション装飾

《御堂筋イルミネーション2019実施期間》

令和元年11月4日（月曜日・振替休日）～令和元年12月31日（火曜日） 58日間

【御堂筋イルミネーションのデザイン・コンセプト】

《大阪を訪れる人々を優しく包み込む光のシンボリストリート》

※大阪らしさや大阪人の持つおもてなしの心、世界の中でさらなる発展を目指す大阪の未来を感じさせ、大阪のブランドイメージの確立につながる優しく優雅で上質な風景を演出します。

《デザイン・コンセプトの説明》

大阪らしさや大阪人の持つおもてなしの心、世界の中でさらなる発展を目指す大阪の未来を感じさせ、大阪のブランドイメージの確立につながる優しく優雅で上質な風景を演出します。

《テーマやデザインの提案にあたって》

デザイン・コンセプトに基づいて、御堂筋ひいては大阪のブランドとして発信していくとともに、国内外から多くの人を惹きつけるインパクトある光空間にふさわしい「テーマ」を定め、それをイルミネーション・デザインや演出等により表現してください。

なお、「テーマの視点」は、次のとおりです。

- ・大阪の都市ブランドを牽引し、世界に誇れる光景観を演出するもの
- ・大阪が有する豊かな歴史や文化、そして大阪の輝く未来を感じさせるもの
- ・イチョウ並木や風格あるまちなみなど、御堂筋の美しさを感じさせるもの
- ・時代の感性に合致し、人々の共感を得られる光景観を演出するもの など

3. 業務概要

- (1) 業務名称 御堂筋イルミネーション2019業務
- (2) 履行場所 御堂筋（大阪市北区阪神前交差点～大阪市中央区難波西口交差点）
※実行委員会が指定する場所
- (3) 業務内容 本業務は、御堂筋イルミネーション2019を実施するための、基本設計
実証実験及び詳細設計を行う。
ただし、設置撤去工事については、本業務受注者の別途業務として工事請負予約を締結し、詳細設計完成後に工事請負契約を締結する。

【主な業務】

①基本設計

御堂筋イルミネーションのデザイン・コンセプトに基づく提案内容について、業務計画書を作成し、本業務に必要な既存図面の活用や現況調査を行うことにより、特記仕様書を踏まえて基本設計を行う。

②実証実験

基本設計に基づき、効果が確認できる実証実験計画書を作成すること。樹木イルミネーションの実証実験は、2回実施する。1回目はデザインの検証、2回目は現地施工前の練習として実施。実行委員会の立会確認による意見や改善提案を整理検討のうえ、その都度報告書を提出すること。

樹木イルミネーション以外の実証実験については、各関係機関と調整のうえ、実施方法・実施時期等を決定する。

実証実験を含む現場確認作業に必要な地方公共団体、警察、電力会社等への申請手続き資料を作成すること。

③詳細設計

基本設計及び実証実験を基に、パース、フォトモンタージュ、工事に伴う詳細図面、数量計算書、加重計算書(イルミネーション設備取付けに伴う安全性の照査を含む)、仕様書、施工計画書(仮設計画含む)、維持管理計画書等を作成すること。また、実行委員会の意見を踏まえて、関係機関と協議のうえ、最終的なイルミネーション計画を策定すること。

※上記の業務受注者の別途業務として、詳細設計完成後に締結する工事請負契約に基づく設置撤去工事業務は、次のとおりである。

○設置工事

イルミネーション設置工事については、詳細設計に基づき、本業務受注者と実行委員会の協議により決定した期日までに、設備取り付け等の工事を完了すること。なお、必要な業務内容は、概ね以下のとおりである。

- ・イルミネーションに使用する各資器材の調達
 - ・各資器材の設置、配管、配線及び保守管理(マイメッセージツリープレート及びサポーターズツリー用プレートを含む)
 - ・イルミネーション点灯(開宴式当日のカウントダウン点灯作業含む)
 - ・イルミネーション点灯期間中の巡回監視
 - ・各関係機関との調整
 - ・設置撤去工事に関連する各種関係手続き及び手続きに要する資料等の作成
- 設置工事については、取付期間として関係機関との協議により変更されることがあるが、令和元年9月12日から11月3日を想定している。

本点灯は、令和元年11月4日から令和元年12月31日を予定している。

本点灯前に実行委員会にデザイン等の仕上がり確認を受けること。

必要に応じ地方公共団体、警察、施設管理者、電力会社、沿道ビル等管理者等への協議・申請手続き資料を作成すること。

○撤去工事

イルミネーション撤去工事については、本業務受注者と実行委員会の協議により決定した期日までに完了すること。なお、必要な業務内容は、概ね以下のとおりである。

- ・設置した資器材の撤去(マイメッセージツリープレート及びサポーターズツリー用プレートを含む)
- ・劣化等により使用不可となった資器材の選別・廃棄
- ・実行委員会が指定する保管場所への資器材の保管

○工事請負代金

工事請負代金額については、本業務受注者の当初提案価格の範囲内で、本業務受注者が詳細設計に基づき、積算を行った後、実行委員会との協議により、決定するものとする。

- (4) 契約期間（設置撤去工事を除く） 令和元年8月30日（金曜日）まで
※設置撤去工事 本業務完了後から令和2年2月28日（金曜日）（予定）まで
- (5) 発注者 実行委員会
- (6) 提案上限額 金257,540,000円
（消費税及び地方消費税額を含む。なお、令和元年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税及び地方消費税額分については、契約金額の変更を行う。）とする。
※設置撤去工事費を含む

4. 提案を求める内容

提案にあたっては、次の条件を満たす内容とするとともに、本募集要項、特記仕様書、提出書類様式集を十分に理解のうえ必要書類を提出すること。

【提案内容に関する条件】

①イチョウ並木のイルミネーション

- 「デザイン・コンセプト」に沿ったテーマに基づき、魅力的かつ独自性のある企画を提案すること。
- 日本最長のスケール感を活かした個性ある内容であるとともに、御堂筋を楽しく歩くことのできる工夫を提案すること。
- 枝全体にイルミネーションを装飾するデザインとすること。
- 特に中央エリア（淀屋橋から新橋まで）については、国内外からの観光客を惹きつける魅力的な空間創出に向け、昨年度好評であった取り組みの更なる充実だけでなく、よりインパクトある演出（※）について提案すること。

（※）よりインパクトある演出のイメージ

- ・フルカラーLEDを使用するなど新たな資機材を導入した光の演出
- ・音楽と連動した動く光の演出
- ・これまで以上に光の量を増加させるなどボリュームの拡大が感じられる演出
- ・時間ごと、または日、週、月単位で色が変わるなど、その時期、その時間帯に訪れた来場者が特別感を持てる演出 など

②魅力的な光のスポット

- 御堂筋の沿線で来場者が写真を撮影したくなったり、更にSNS等で拡散したくなるような魅力的な光のスポットについて提案すること。

③プロモーション

- 国内はもとより広く海外からのインバウンド誘客につながるような効果的なプロモーションについて提案をすること。

④その他

- これまでにない新たな魅力あるコンテンツ（※）について提案すること。

（※）新たな魅力あるコンテンツのイメージ

- ・観て楽しむだけでなく、参加型の演出 など

- 夜間だけでなく昼間景観を含め、御堂筋が本来持つ風景との調和を意識したものであること。
- 道路交通や周辺環境に対する安全安心かつメンテナンス性への配慮のあるものとする
- 特記仕様書に記載している規定を遵守するものであること。

※上記①～④について提案された取り組みについては、いずれも関係機関と協議のうえ、実施を決定する。

【提案を求める書類】

(1) 企画提案書 (A 3判ヨコ：様式自由)

※企画提案書作成にあたっては、前述の【提案内容に関する条件】、「10. 審査基準」及び別添の「特記仕様書」を十分に踏まえること。

※御堂筋イルミネーションのデザイン提案イメージを添付すること。

※企画提案書には、提案者が特定される語句やマーク（企業名等）は記載しないこと。

(2) 様式7-1 企画提案書のポイント（デザイン画含む）

※「10. 審査基準」（4）審査項目と配点に記載しているイルミネーションのデザイン・演出等、計画設計施工といった各審査項目の審査のポイントに対して、企画提案書でアピールするポイントを、審査項目ごとに記載すること。

(3) 様式7-2 デザイン画

※点灯方法（使用電球、数量、設置位置）、消費電力、演出方法等の断面図、正面図、文章などで詳しく提案の特徴を説明すること。

※照明機器の設置方法を記載すること。

※昼間景観をイメージできる資料を作成すること。

※想定される点灯期間中の電気代を記載すること。

(4) 様式8-1 受託希望価格提案書（設置撤去工事費除く）

(5) 様式8-2 受託希望価格内訳書（設置撤去工事費除く）

※業務委託料が様式8-1と一致すること

※別途、積算根拠が分かる内訳書（様式自由）を添付すること

(6) 様式8-3 設置撤去工事価格提案書

(7) 様式8-4 設置撤去工事価格内訳書

※工事価格が様式8-3と一致すること

※別途、積算根拠が分かる内訳書（様式自由）を添付すること

5. 応募資格及び実績

(1) 応募者は次に示す条件にいずれも該当すること。

- ① 民法及び会社法（「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」含む。以下同じ。）に基づく単独の法人または民法及び会社法に基づく複数法人で形成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。また、単独の法人または複数法人で形成されるグループの構成員は、他のグループの構成員として重複参加しないこ

と。

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものが、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）にかかる新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。）をしていない者または更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者または更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 大阪府及び大阪市の入札参加停止要綱等に基づき、現に入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 大阪府及び大阪市の暴力団等排除措置要綱等に基づき、現に入札参加除外措置を受けていない者であること。
- ⑦ 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税にかかる徴収金を完納していること。
- ⑧ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税にかかる徴収金を完納していること。
- ⑨ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑩ 単独の法人またはグループのうちいずれか 1 社は「電気工事」について建設業法に基づく特定建設業の許可を有すること。
- ⑪ 単独の法人またはグループのうちいずれか 1 社は、応募時点において、大阪府建設工事競争入札参加登録業種のうち「電気工事」に登録されており、平成 31 年度等級区分に基づく等級「B 等級以上」であること。
- ⑫ 単独の法人またはグループのうちいずれか 1 社は、「電気工事」について、監理技術者資格者証を有する監理技術者または主任技術者（応募時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が 3 ヶ月以上であるものに限る。）を専任で配置できること。なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。
- ⑬ 業務の管理及び統括を行う「業務責任者」及びイルミネーションのデザインに関する「イルミネーションデザイン責任者」を配置できること。なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。
- ⑭ 単独の法人またはグループのうちいずれか 1 社は、「電気工事」について、建設業法第 27 条の 23 及び建設業法施工規則第 18 条の 2 の規定による経営事項審査を受けていること。

(2) 応募者は次に示す業務実績を有すること。

- ① 単独の法人またはグループのうちいずれか1社は、「電気工事」について、道路法（昭和27年法律180号）に基づく道路上における道路規制を伴う電気工事の施工実績を有する者であること（提出書類 様式5-1参照）。
- ② 単独の法人またはグループのうちいずれか1社は、過去10年間における屋外施設のイルミネーション施工実績を2件以上有すること（提出書類 様式5-2参照）。
- ③ イルミネーションデザイン責任者については、過去5年間において、イルミネーションやライトアップ、照明などのデザイン業務の経験と実績を持つ者とする（提出書類 様式6-2参照）。

6. 業務実施上の条件

- (1) 「3. 業務概要 (3) ①～③」に示す業務を遂行できる設計担当の技術者を配置すること。
- (2) 実行委員会等との協議により、提案のあったテーマ等が変わらない範囲でデザイン、施工方法等の修正を行うことがある。

7. スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ）

- | | |
|------------------|---|
| ① 募集開始日（募集要項等配布） | 令和元年5月22日（水曜日） |
| ② 説明会参加申込受付 | 令和元年5月23日（木曜日）
～5月29日（水曜日） |
| ③ 説明会の開催 | 令和元年5月31日（金曜日） |
| ④ 質問書の受付 | 令和元年5月23日（木曜日）
～6月5日（水曜日） |
| ⑤ 質問書への回答 | 質問書受付後随時 |
| ⑥ 企画提案書の提出締切日 | 令和元年6月21日（金曜日）
午後5時までに必着とする
郵送の場合は、6月21日当日着まで |
| ⑦ 書類審査 | 令和元年6月下旬ごろ |
| ⑧ プレゼンテーション、審査会 | 令和元年7月上旬ごろ |
| ⑨ 最優秀提案者の決定 | 令和元年7月上旬ごろ |
| ⑩ 契約の締結 | 令和元年7月中旬ごろ |
| ⑪ 本業務期間 | 令和元年8月30日（金曜日）まで |

8. 手続き等

(1) 担当事務局

〒542-0081

大阪市中央区南船場4丁目4番21号 りそな船場ビル5階

大阪・光の饗宴実行委員会事務局 御堂筋イルミネーション担当

（公益財団法人大阪観光局 マーケティング事業部 観光コンテンツ開発担当内）

電話番号 06-6282-5910（直通）（※土、日、祝日を除く）

FAX 06-6282-5915

電子メール midosuji-illumi@octb.jp

(2) 関係資料の配布

- ① 配布期間 令和元年5月22日(水曜日)～令和元年6月21日(金曜日)
(※土、日、祝日除く)
- ② 配布時間 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時
- ③ 配布場所 上記(1)に示す担当事務局
- ④ 配布資料
 - ・「御堂筋イルミネーション2019業務」企画提案募集要項
 - ・「御堂筋イルミネーション2019業務」特記仕様書
 - ・「御堂筋イルミネーション2019業務」提出書類様式集
 - ・業務委託契約書(案)
 - ・建設工事請負契約書(案)

配布資料は、大阪観光局、大阪府及び大阪市のホームページ(以下「ホームページ」という。)(最終頁参照)からダウンロード可能。

(3) 説明会の開催

本件、企画提案の募集にかかる説明会を下記のとおり開催するので応募者はできるだけ出席すること。なお、説明会に出席しない応募者は、説明会当日に配布する資料を、企画提案書の締切日までに上記(1)に示す担当事務局に請求すること。

なお、説明会参加希望者は、説明会参加申込書(様式1)に必要な事項を記入し、5月29日(水曜日)までにFAXまたは電子メールにて上記(1)に示す担当事務局まで送信すること。

送信後に着信の確認を電話にて上記(1)に示す担当事務局へ行うこと。

- ① 開催日時 令和元年5月31日(金曜日)午前10時00分～1時間程度
- ② 開催場所 上記(1)に示す担当事務局(大阪観光局)内 会議室
- ③ その他 当日は募集要項等をダウンロードのうえ、持参すること。
会場の都合により、出席される方は1社につき2名(1グループ最大4名)までとする。

(4) 質問回答

① 質問方法

この募集に関して質問のある場合は、質問書(様式12)に質問内容等を具体的に記入し、上記(1)に示す担当事務局あてにFAXまたは電子メールにて送信すること。送信後に着信の確認を電話にて上記(1)に示す担当事務局へ行うこと。実行委員会以外の関係機関に対する質問は直接行わないこと。

質問の受付期間は、令和元年5月23日(木曜日)から6月5日(水曜日)までとする。

質問の受付時間は、午前9時30分～正午、午後1時～午後5時までとする。

② 回答方法

質問とそれに対する回答を、ホームページにおいて、随時、公開する。公開にあたっては、質問者を特定できないようにして行う。

(5) 企画提案書の提出締切

企画提案をしようとする者は、上記(1)に示す担当事務局へ参加申込書と企画提案書類等を締切日までに必着するよう郵送(配達日指定)または担当事務局に直接持参し提出すること。

なお、締切日までに提出しない者は当該募集に参加することはできない。

- ① 締切日 令和元年6月21日(金曜日)
- ② 受付時間 午後5時まで(郵送の場合は当日着まで)
- ③ 受付場所 上記(1)に示す担当事務局
- ④ 提出書類

A 下記(ア)(イ)資料を紙ファイル(A4サイズ)に綴じて提出すること。

(押印1部+写し15部)

(ア) 参加申込書(様式2)

(イ) 企画提案書類(様式5～8)

- ・イルミネーション実績書(様式5-1)
- ・イルミネーション実績書(様式5-2)
- ・業務責任者経歴書(様式6-1)
- ・イルミネーションデザイン責任者経歴書(様式6-2)
- ・配置技術者名簿(様式6-3)
- ・企画提案書(様式自由)
- ・企画提案書のポイント(様式7-1)
- ・デザイン画(様式7-2)

※企画提案書、様式7-1及び様式7-2には提案者が特定される語句やマーク(企業名等)は記載しないこと。また、紙媒体での提出に加え、PDF化しCDまたはDVDに格納のうえ、1部提出すること

- ・受託希望価格提案書(様式8-1)
- ・受託希望価格内訳書(様式8-2)

※I 合計 業務委託料の金額は様式8-1の受託希望価格と一致すること

※別途、積算根拠となる内訳書(様式自由)を添付すること

- ・設置撤去工事価格提案書(様式8-3)
- ・設置撤去工事価格内訳書(様式8-4)

※合計 工事価格が様式8-3の設置撤去工事価格と一致すること

※別途、積算根拠となる内訳書(様式自由)を添付すること

B 下記(ア)～(サ)資料を(A4サイズ)に綴じて提出すること。(各1部。グループの場合は構成企業ごとに各1部。)

(ア) 法人概要(様式3)

※会社案内パンフレットがある場合は添付すること

(イ) グループ構成表(様式4)

※グループのみ提出

(ウ) 定款の写し(原本証明してください)

(エ) 法人登記事項証明書または登記簿謄本(発行日から3ヵ月以内のもの)

(オ) 納税証明書(発行日から3ヵ月以内のもの)

- ① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書(原本または写し)

(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)
府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税
事務所が発行する納税証明書

(「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証
明書)

②税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(原本または写し)

(カ) 財務諸表(最近1年間の貸借対照表・損益計算書・株式資本等変動計算書)

(キ) 代表者の印鑑証明(3ヵ月以内)

(ク) 委任状(必要に応じて)

(ケ) グループの場合は以下の書類も合わせて綴じること。

- ・グループ構成員の中から代表者を1名選出すること。代表者は窓口となり、契約諸手続等を行い、契約の責を負うこと。
- ・代表者は、グループ構成員が当該業務に連帯して責任を負う旨を示す協定書を提出すること。
- ・グループ構成員の名称、役割及び各担当者等を明らかにし、役割分担表を提出すること。

(コ) 配置技術者の資格及び雇用関係の確認

(a) 資格の確認

「5. 応募資格及び実績(1)⑫」に示す「監理技術者または主任技術者」の資格確認を以下のとおり行うこととする。

(i) 監理技術者

監理技術者の資格の確認を行うために、次に掲げる書類の写しを提出すること。

- ・監理技術者資格者証(以下「資格者証」という。)
- ・監理技術者講習修了証

(ii) 主任技術者

主任技術者の資格の確認を行うために、次に掲げる書類のいずれかの写しを提出すること。

- ・技術検定合格証明書(実務経験によるものは経歴書) または
- ・資格者証を有する者は、上記(i)と同じ

(b) 雇用関係の確認

「5. 応募資格及び実績(1)⑫」に示す「監理技術者または主任技術者」が応募時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用が3ヶ月以上である確認を行うため、当該技術者の健康保険被保険者証(以下「保険証」という。)の写しを提出すること。

なお、上記(a)の資格の確認で、資格者証を提出する場合において、同資格者証で雇用関係が確認できるときは、保険証の提出を要しない。

⑤ 企画提案書類等の取扱い

(イ) 著作権及び意匠権

企画提案書類、その他応募者から提出された書類(以下「企画提案書類等」という。)の著作権及び意匠権は、応募者に帰属する。ただし、実行委員会が当該募集に関する報告等のために必要な場合は、企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

(ロ) 提出書類の取扱い

企画提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要な場合及び条例等の規定に

よる情報公開手続による場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

(ハ) 提出書類の返却

企画提案書類等は返却しない。

(6) 重複提案の禁止

単独の法人またはグループは、本業務について一つの提案しか行うことはできない。また、他のグループに属して、重複提案することはできない。イルミネーションデザイナー責任者の重複も認めない。

9. 最優秀提案者の決定

(1) 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者は、審査会の審査により決定する。

(2) 審査方法

① 応募資格の審査

提出された書類について、事務局にて「5. 応募資格及び実績」に記載する要件を満たしているか書類審査を行う。書類審査の結果、応募資格がないと判断した場合、その応募者に対して応募資格がない旨をその理由と合わせて書面にて通知する。

通知内容に関して不服がある場合には、理由の説明を求めることができる。

理由請求を行う際は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（土、日、祝日を除く。）以内に「8. 手続き等（1）担当事務局」へ電話連絡のうえ理由請求書を持参すること。

② 提案内容の審査

提案内容の審査は審査会にて行う。審査会は、非公開とする。

「①応募資格の審査」の通過者を審査会のプレゼンテーション対象者として選定し、選定の結果については、応募者全員に通知する。また、プレゼンテーション対象者には、併せて審査会の日時及び場所を通知する。

上記で選定された応募者が1社または1グループである場合にも審査会は開催する。

プレゼンテーション対象者は、審査会において、提案内容について説明を行い、審査会委員より質疑を実施する。

審査会は「10. 審査基準」に準じて審査を行い、評価し、評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者に選定する。評価点の合計点数が最も高い者が同点で2者以上の場合、審査項目の「インパクト、独自性」の評価点が最も高いもの、「実現可能性」の評価点の最も高い者の順で最優秀提案者を決定する。その時点でも評価点が同点で2者以上の場合、最も低い価格で企画提案を提出した者を最優秀提案者とする。更に、その最も低い価格についても、同額で企画提案を提出した者が2者以上ある場合は、くじにより最優秀提案者を決定する。

審査項目と配点は、「10. 審査基準」のとおりである。

なお、審査の結果、提案者の全員が「10. 審査基準」（3）に定める基準点を満たさない場合は、理由を明らかにし、最優秀提案者等を選定しないことができる。

※ プレゼンテーションの説明方法

提出した応募提案書類のみを使用して説明することとし、追加資料は受理しない。その他留意事項については、別途、書面により通知する。

(3) 審査結果の通知

選定された最優秀提案者に対しては「選定通知書」によりその旨を、また選定されなかった者に対しては「非選定通知書」により通知する。ただし、次点者にはその旨を付して通知する。

通知内容に関して不服がある場合には、理由の説明を求めることができる。

理由請求を行う際は、通知を受けた日の翌日から起算して3日(土、日、祝日を除く。)以内に「8. 手続き等(1) 担当事務局」へ電話連絡のうえ理由請求書を持参すること。

(4) 結果公表

① 公表方法

ホームページ等において、選定結果に関する情報を公表し、広く周知する。

② 公表時期及び公表内容

選定の手続きや選定の過程等の透明性を高めるため、次の内容を最優秀提案者の選定後、速やかに公表するものとする。

(イ) 最優秀提案者と評価点・提案金額

(ロ) 全提案者の名称

※申込順

(ハ) 全提案者の評価点

※得点順 内容は(イ)に同じ

(ニ) 最優秀提案者の選定理由

※講評ポイント

※ 選定結果に関する情報は、ホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、(ロ)と(ハ)との対応関係を明らかにしないこととし、(ロ)は申込順に、(ハ)は評価点(品質点と価格点の合計)の得点順にそれぞれ記載する。

※ 応募が1者若しくは2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については、(イ)を公表し、(ハ)は公表しないこととする。この場合は、最優秀提案者の選定理由(ニ)において、選定理由がより解り易いように示す。

(5) 提案内容の変更

契約締結後の関係者及び関係機関との協議・調整・指導などにより、最優秀提案者の提案したイルミネーションのデザイン等について変更する必要があると実行委員会が認めた場合、最優秀提案者は可能な限り実行委員会の意見を取り入れ、提案内容を変更すること。

(6) 設計変更

設計変更は、上記(5)により、実行委員会と受注者との協議のうえ、行うものとする。

10. 審査基準

(1) 提案上限額は、金257,540,000円

(消費税及び地方消費税額を含む。なお、令和元年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税及び地方消費税額分については、契約金額の変更を行う。)とする。

なお、提案上限額は、本業務（基本設計、実証実験、詳細設計）にかかる業務委託料と詳細設計完了後に締結する工事請負契約にかかる設置撤去工事費の合計額とする。

(2) 提案上限額の範囲で、本業務にかかる受託希望価格（業務委託価格）と設置撤去工事費を算出し、それぞれ受託希望価格と設置撤去工事価格を提案すること。

(3) 審査項目の合計の基準点は、90点（60%）とし、評価点が基準点未満の場合または(1)に示す提案上限額を上回った場合は、失格とする。

(4) 審査項目と配点

審査項目		審査のポイント	配点	
イルミネーションのデザイン・演出等	インパクト、独自性	<ul style="list-style-type: none"> 国内外からの観光客を惹きつける魅力的な空間創出に向け、昨年度の取り組みの更なる充実が見込まれる内容となっているか、また、これまでにないよりインパクトある新たな演出について提案があるか。 日本最長のスケール感を活かした個性ある企画となっているか。 設定したテーマ等が十分に表現できているか。 	60	105
	魅力的な光のスポット	<ul style="list-style-type: none"> 魅力的な光のスポットとなっているか。 	10	
	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> 国内はもとより広く海外からのインバウンド誘客につながるような効果的なプロモーションについて提案があるか。 	10	
	周辺景観とのバランス	<ul style="list-style-type: none"> 夜間だけでなく昼間景観を含め、御堂筋が本来持つ風景と調和した企画となっているか。 	10	
	実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> 提案されたデザイン・演出について、実現可能性は高いか。 道路としての交通機能・規制など十分配慮した提案となっているか。 	15	
計画設計 施工	工程の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種申請などを理解した工程推進となっているか。 無駄のない効率的な工程となっているか。 	15	30
	安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 施工や配線工事等に関し安全対策が適切な計画となっているか。 雨天時など天候への配慮ある計画となっているか。 イルミネーション及び電源設置方法が適切であるか。 施工に対して、歩行者への安全面やいたずら等の対応方法について検討されているか。 沿道ビル等に影響を与えていないか。 工事中の管理体制が整っているか。 会期中のメンテナンスや管理等の体制が整っているか。 実証実験及び本工事について、周辺環境への配慮及び安全対策が適切であるか。 	15	
価 格	提案価格のうち最低価格 $\text{満点(15点)} \times \frac{\text{自社の提案価格}}{\text{提案価格のうち最低価格}} = \text{得点}$ ※ 提案価格は、業務委託価格及び設置撤去工事価格のそれぞれ合計価格とする。 なお、提案上限額を上回る提案の場合は失格とする。		15	
合 計			150	

11. 失格

次のいずれか一つに該当する応募者は、失格（選定対象からの除外）とする。なお、大阪府及び大阪市の入札参加資格停止要項等に基づき、入札参加停止等の措置及びその情報の公表を講じることがある。

- (1) 応募者が審査会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について、相談を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 応募提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (5) 応募者が、応募受付日から契約締結日までの間に「5. 応募資格及び実績」の応募資格の条件に該当しなくなった場合
- (6) 公募型プロポーザルデザインビルド方式による事業者の選定にあたり、事業者に不正行為等があったと認められる場合
- (7) あらかじめ連絡したプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (8) 書類審査の結果、「5. 応募資格及び実績」に記載する要件を満たしていないと判断した場合
- (9) 提案された受託希望価格及び設置撤去工事価格の合計額が、「10. 審査基準（1）」の提案上限額を上回っている場合
- (10) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

12. 応募者がいない場合の取扱い

応募者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、応募者がいない場合は、本件の公募を中止する。

13. 契約交渉者

実行委員会は、特別な理由がないかぎり最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する。

ただし、辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、「10. 審査基準」の要件を満たす応募者のうち、あらかじめ選定した次点者がいる場合には、その者を契約交渉の相手方とする。

14. 契約の締結

- (1) 契約の締結にあたり、以下の誓約書を提出すること。
 - ・大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書（様式9）
契約締結前に提出すること
 - ・社会保険等に関する誓約書（様式10）
設置撤去工事契約締結前に提出すること
 - ・請負代金内訳書（様式11）
設置撤去工事契約締結時に提出すること
- (2) 契約に関する事項は、「業務委託契約書（案）」による。
なお、以下の場合、契約交渉の相手方としての資格を取消し、契約を締結しないときがある。

- ①正当な理由なく実行委員会の指定する期日までに契約締結に応じなかった場合
- ②その他、本要項に違反した場合

(3) 上記(2)の事由に該当するなど契約交渉の相手方の責めに帰すべき事由により、契約締結に至らなかったときは、契約交渉の相手方は違約金として提案した受託希望価格(消費税抜き額)の100分の108に相当する金額の100分の2に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

15. その他

- (1) 本業務の再委託は認めない。(ただし、業務の一部について実行委員会が承認した場合は除く。)
- (2) 応募提案及びプレゼンテーションに係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 追加資料の配布や募集に関する連絡事項がある場合は、ホームページにおいて通知する。
- (4) 契約締結後、提案されたデザイン及び成果物の著作権は「業務委託契約書(案)」条項第6条の規定により、実行委員会に無償で譲渡するものとする。
- (5) 採用された場合でも、地元及び行政等との調整により、また、実行委員会の財務状況により、提案事業すべてを実施できない可能性がある。実施できない事業にかかる事業費は、総事業費から控除することを了承すること。

《担当事務局》

〒542-0081

大阪市中央区南船場4丁目4番21号 りそな船場ビル5階

大阪・光の饗宴実行委員会事務局 御堂筋イルミネーション担当

(公益財団法人大阪観光局 マーケティング事業部 観光コンテンツ開発担当内)

電話番号 06-6282-5910 (直通)

FAX 06-6282-5915

電子メール midosuji-illumi@octb.jp

大阪観光局ホームページ <https://osaka-info.jp/page/octb-oshirase>

大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/illumi/bosyu2019.html>